

## 教育大綱について

### 1 大綱の策定について

市長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参考に、その地域の実情に応じて、当該地方自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとするとしている。

### 2 大綱の定義について

- (1) 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めている。
- (2) 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参考に定めるものであり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地域の実情に応じて策定する。
- (3) 大綱が対象とする期間については、5年を想定している。

### 3 令和5年度を始期とする教育大綱について

第2次久喜市教育大綱については、令和5年3月に策定した第3期久喜市教育振興基本計画における基本理念、基本方針及び基本目標の部分を教育大綱として位置付けることとし、対象期間は、当該計画が満了する令和9年度までとします。